

# 社会保障・税一体改革で目指す将来像

～未来への投資(子ども・子育て支援)の強化と貧困・格差対策の強化～

社会保障・税一体改革  
関係5大臣会合(平成23年12月30日)  
厚生労働大臣提出資料

## 社会保障改革が必要とされる背景

非正規雇用の増加など  
雇用基盤の変化

家族形態や地域の変化

人口の高齢化、  
現役世代の減少

高齢化に伴う社会保障  
費用の急速な増大

- ・高齢者への給付が相対的に手厚く、現役世代の生活リスクに対応できていない
- ・貧困問題や格差拡大への対応などが不十分
- ・社会保障費用の多くが赤字国債で賄われ、負担を将来世代へ先送り

社会経済の変化に対応した  
社会保障の機能強化  
が求められる

現役世代も含めた全ての人々が、より受益を実感できる社会保障制度の再構築

## 改革のポイント

- ◆ **共助・連帯**を基礎として国民一人一人の自立を支援
- ◆ 機能の**充実**と徹底した給付の**重点化・効率化**を、同時に実施
- ◆ 世代間だけでなく**世代内での公平**を重視
- ◆ 特に、①子ども・若者、②医療・介護サービス、③年金、④貧困・格差対策を優先的に改革
- ◆ 消費税の充当先を「年金・医療・介護・**子育て**」の4分野に拡大<**社会保障4経費**>
- ◆ 社会保障の**安定財源確保と財政健全化**の同時達成への第一歩  
⇒消費税率(国・地方)を、2014年4月より8%へ、2015年10月より10%へ段階的に引上げ
- ◆ **就労促進**により社会保障制度を支える基盤を強化

## 改革の方向性

①  
未来への投資  
(子ども・子育て支援)  
の強化

- ・子ども・子育て  
新システムの創設

②  
医療・介護サービス  
保障の強化/社会  
保険制度のセーフ  
ティネット機能の強化

- ・地域包括ケアシステムの  
確立
- ・医療・介護保険制度の  
セーフティネット機能の強化
- ・診療報酬・介護報酬の  
同時改定

③  
貧困・格差対策の  
強化(重層的セーフ  
ティネットの構築)

- ・生活困窮者対策と生活保  
護制度の見直しを総合的に  
推進
- ・総合合算制度の創設

④  
多様な働き方を支え  
る社会保障制度へ

- ・短時間労働者への  
社会保険適用拡大
- ・新しい年金制度の検討

⑤  
全員参加型社会、  
ディーセント・ワーク  
の実現

- ・有期労働契約法制、パート  
タイム労働法制、高齢者  
雇用法制の検討

⑥  
社会保障制度の  
安定財源確保

- ・消費税の引上げ  
(基礎年金国庫負担  
1/2の安定財源確保  
など)

# 改革の方向性 ③ 貧困・格差対策の強化(重層的セーフティネットの構築)

- 働くことを希望するすべての人が仕事に就けるよう支援
- 低所得者へきめ細かに配慮(社会保障の給付等によるきめ細やかな対策)

すべての国民が  
参加できる社会へ



## 主な改革検討項目

### 雇用対策

#### 【第1のネット: 社会保険・労働保険】

- 総合合算制度の創設(番号制度等の情報連携基盤の導入が前提)
  - ・医療・介護・保育・障害など制度単位でなく家計全体に着目した限度額の設定で、負担を軽減
- 社会保険の短時間労働者への適用拡大、低所得者対策の強化

#### 【第2のネット: 求職者支援制度】

- 求職者支援制度の実施
  - ・雇用保険を受給できない人に対して、職業訓練をしながら給付金を受けられる制度で支援し、早期の就職を実現

#### 【第3のネット: 生活保護】

- 生活保護を受けている人の就労支援
  - ・生活保護を受けている人に対して、ハローワークと連携した支援により、早期の就労・自立を実現
- ※生活保護の不適正な受給の防止対策を強化

### 保険料の軽減措置

#### 【医療保険】

- 市町村国保の低所得者保険料軽減の拡充等(～約2,200億円程度)

#### 【介護保険】

- 1号保険料の低所得者保険料軽減強化(～約1,300億円程度)

### 「生活支援戦略」(仮称)の策定・推進

- ・生活困窮者対策と生活保護制度の見直しを総合的に推進

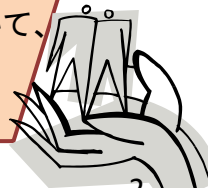
#### ① 生活困窮者対策の推進

- i) 生活困窮者に対する支援のための国の中期プランを策定
- ii) 生活困窮者の自立に向けた生活自立支援サービスの体系化等を図る。

#### ② 生活保護制度の見直し

法改正も含めた生活保護制度の見直しについて、地方自治体とともに具体的に検討し、取り組む。

重層的セーフティネット



- 若者をはじめとした雇用対策の強化
- 非正規労働者の雇用の安定・処遇の改善 等



誰もが働き、安定した生活を営むことができる環境へ

・ 特に、近年増加している非正規労働者への対応が重要。  
※ 2010年の非正規の職員・従業員割合は、比較可能な2002年以降で最高水準(34.4%)。



## 主な改革検討項目

- 非正規労働者の雇用の安定や処遇の改善に向けて、公正な待遇の確保に必要な施策の方向性を理念として示す総合的ビジョンを策定
- 有期労働契約の利用ルールを明確化
- パートタイム労働者の均等・均衡待遇をさらに推進
- 希望者全員の65歳までの雇用確保策を検討
- 新卒者やフリーター等の就職支援を強化
- 求職者支援制度で早期の就職を支援



## 改革のイメージ

- 非正規労働者が、十分に能力を発揮し、安心して働くことができる
- 希望者全員の65歳までの雇用が確保される制度へ
- 未来を担う若者の安定雇用を確保
- 求職者支援制度で早期の就職を支援し、安定した雇用につなげる

